

## あおもり女性就職サポーター 募集要領

### (目的)

第1 この要領は、女性の県内定着促進事業実施要綱第6条の規定に基づき、必要な項目を定める。

### (募集)

第2 女性が就業する業種や職種は多岐にわたることから、「あおもり女性就職サポーター」(以下「サポーター」という。)は、公募によるものとする。

### (要件)

第3 サポーターは以下の全てに該当するものとする。

#### (1) サポーター本人

- ① 県内に事業所を有する企業・団体(以下、「企業等」という。)に所属する女性とし、同一の企業等において登録は1名までとすること。
- ② 県とともに女性の県内就職・定着を促進する活動に取り組む意欲があること。
- ③ 県ホームページをはじめとした広報媒体において、氏名のほか活動に係る画像・映像を使用することに同意すること。

#### (2) サポーターが所属する企業等

- ① 県内に事業所を有すること。
- ② 県税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- ③ 労働関係法令に違反していないこと。
- ④ 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- ⑤ 風俗営業等関係事業主でないこと。

#### (3) 共通

サポーターの活動については、学校等の関係者の意向により参加者を選定し、また、あおもり県内就職促進パートナー企業に登録済みの企業等に所属するサポーターを優先するため、希望する活動に参加できない場合があることを了承できること。

### (登録)

第4 サポーターの登録は、「あおもり女性就職サポーター登録申請書(様式1)」の電子メールによる提出をもって行うものとする。

(申請先) 青森県 こども家庭部 若者定着還流促進課 県内定着促進グループ  
MAIL : wakamono@pref. aomori. lg. jp

2 前項の申請書の提出があったとき、青森県こども家庭部若者定着還流促進課(以下、「担当課」という。)は審査の上、登録の適否を判断し、その結果を申請者に連絡する。

(支援内容)

第5 サポーター及び企業等に対しては以下の支援を行うものとする。

- (1) 県ホームページにおいて、サポーター及び所属する企業等の名称を紹介、周知
- (2) 県が開催する女性の県内就職促進に関するイベントの案内、参加企業選定時の評価項目として採択
- (3) 人材確保等に関連する県の施策等に関する情報提供

(変更)

第6 サポーターについて、登録時の申請内容を変更したい場合には、「あおり女性就職サポーター変更申請書(様式2)」を提出する。

(解除)

第7 サポーターについて、登録の解除を希望する場合には、「あおり女性就職サポーター解除申請書(様式3)」を提出する。

(同一企業等におけるサポーター変更)

第8 登録済みのサポーターを同一企業等に所属する別の者に変更したい場合は、第6の規定を準用する。

2 前項のサポーター変更の申請があったとき、担当課は内部で審査の上、登録の適否を判断し、その結果を申請者に連絡する。

(有効期間)

第9 原則として、第7の規定による解除申請書が提出された場合は、サポーター登録を解除する。

なお、解除申請書の提出がない場合であっても、企業等の労働関係法令違反等が判明した場合等、必要に応じて県が登録を解除することができる。

附則

本要領は、令和6年5月13日から施行する。